

令和3年度  
安和エコパーク環境モニタリング調査委託業務

報告書

令和4年2月



**KHK**  
環境と開発の総合コンサルタント

株式会社 沖縄環境保全研究所

本社 / 〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎 7-11

TEL (098) 934-7020 FAX (098) 934-7021



## - 目 次 -

1	業務概要	1
1.1	業務名	1
1.2	業務目的	1
1.3	受注者	1
1.4	履行期間	1
1.5	履行場所	1
1.6	調査項目	2
1.7	業務工程	2
2	業務内容	3
2.1	調査地点	3
2.2	調査方法	4
3	調査結果	9
3.1	周縁地下水等水質調査	9
3.2	放流水(処理水)水質調査	11
3.3	浸出水(原水)水質調査	13
3.4	石綿濃度	15
4	まとめ	16

# 1 業務概要

## 1.1 業務名

令和3年度安和エコパーク環境モニタリング調査委託業務

## 1.2 業務目的

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、並びに地域との環境保全協定に基づき、環境モニタリングを実施する。

## 1.3 受注者

名称：株式会社沖縄環境保全研究所

所在地：〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎7-11

連絡先：TEL 098-934-7020 FAX 098-934-7021

## 1.4 履行期間

令和3年7月1日から令和4年2月28日

## 1.5 履行場所

名護市字安和2045番1

沖縄県環境整備センター(株)最終処分場「安和エコパーク」

### 1.6 調査項目

本業務の調査項目及び数量を表 1-1に示す。

表 1-1 調査項目

調査項目	地点数	採取時期	検体・測定数
周縁地下水等水質調査	3地点（モニタリング井戸上流、下流、地下水集水ピット）	夏季（7～8月）	3地点×1回=3検体
放流水（処理水）水質調査	1地点（処理水槽）	夏季（7～8月） 及び 冬季（12～1月）	1地点×2回=2検体
浸出水（原水）水質調査	1地点（調整槽）	夏季（7～8月）	1地点×1回=1検体
石綿濃度	2地点（敷地境界風下）	夏季（7～8月）	2地点×1回=2回

### 1.7 業務工程

本業務の業務工程表を表 1-2に示す。

表 1-2 業務工程表

	令和3年						令和4年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
調査計画	[Gantt bar from July 10 to July 20]							
現地調査・試料採取	[Gantt bar from July 10 to August 25 with red markers at 8/11-13 and 8/25, and another red marker at 12/9]							
分析	[Gantt bar from August 10 to February 10]							
調査結果とりまとめ	[Gantt bar from August 10 to February 10]							
報告書作成	[Gantt bar from September 10 to February 10]							
打合せ・協議	[Gantt bar from July 10 to February 10 with red markers at 7/13 (初回打合せ), 10/28 (中間報告), and 2/22 (最終報告)]							

## 2 業務内容

### 2.1 調査地点

本業務の調査地点を図 2-1 に示す。

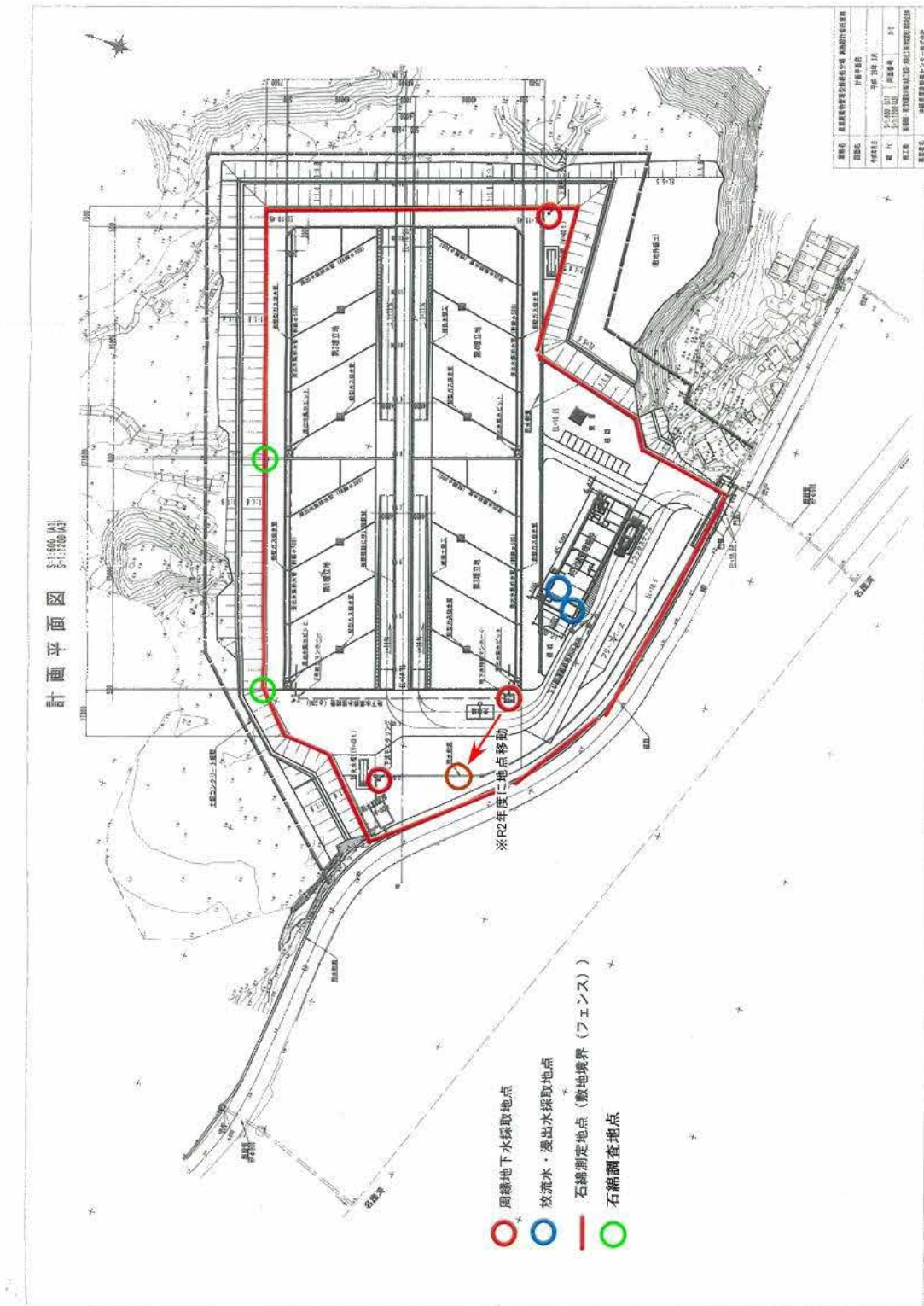


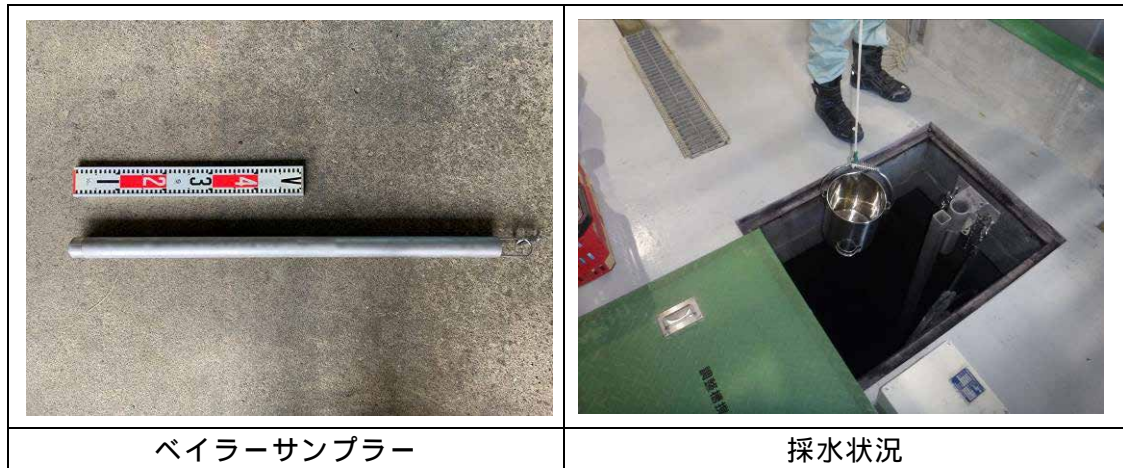
図 2-1 調査地点図

## 2.2 調査方法

(1)水質調査：周縁地下水等、放流水（処理水）、浸出水（原水）

### a) 採水方法

バケツ又はベイラーサンプラー等を使用して採水した。



### b) 分析項目

採取した試料を「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関わる技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に則り、各項目の分析を実施した。周縁地下水等水質調査の分析項目は表 2-1 に、放流水（処理水）及び浸出水（原水）の分析項目は表 2-2 に示す。

### c) 結果とりまとめ及び報告書作成

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」で定められた基準値（表 2-3）との比較を行い、報告書を作成した。

表 2-1 周縁地下水等水質調査の検査項目

	地下水等検査項目	測定方法
1	アルキル水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表3
2	総水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表2
3	カドミウム	日本産業規格 K0102 55.4
4	鉛	日本産業規格 K0102 54
5	六価クロム	日本産業規格 K0102 65.2
6	ヒ素	日本産業規格 K0102 61.4
7	全シアン	日本産業規格 K0102 38.3
8	ポリ塩化ビフェニル	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表4
9	トリクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
10	テトラクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
11	ジクロロメタン	日本産業規格 K0125 5.1
12	四塩化炭素	日本産業規格 K0125 5.1
13	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
14	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
15	1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
16	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
17	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
18	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格 K0125 5.1
19	チウラム	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表5
20	シマジン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表6の第1
21	チオベンカルブ	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表6の第1
22	ベンゼン	日本産業規格 K0125 5.1
23	セレン	日本産業規格 K0102 67.4
24	1,4-ジオキサン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表8
25	塩化ビニルモノマー	平成9年3月環境庁告示第10号
26	ダイオキシン類	平成11年12月総理府令第67号ダイオキシン類対策特別措置法施行規則



表 2-2 放流水(処理水)及び浸出水(原水)水質調査の検査項目

	放流水(処理水)検査項目	測定方法
1	アルキル水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表3
2	総水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表2
3	カドミウム	日本産業規格 K0102 55.4
4	鉛	日本産業規格 K0102 54
5	有機リン化合物	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表1
6	六価クロム	日本産業規格 K0102 65.2
7	ヒ素	日本産業規格 K0102 61.4
8	全シアン	日本産業規格 K0102 38.3
9	ポリ塩化ビフェニル	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表4
10	トリクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
11	テトラクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
12	ジクロロメタン	日本産業規格 K0125 5.1
13	四塩化炭素	日本産業規格 K0125 5.1
14	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
15	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
16	1,2-ジクロロエチレン(シス体のみ)	日本産業規格 K0125 5.1
17	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
18	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
19	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格 K0125 5.1
20	チウラム	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表5
21	シマジン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表6の第1
22	チオベンカルブ	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表6の第1
23	ベンゼン	日本産業規格 K0125 5.1
24	セレン	日本産業規格 K0102 67.4
25	1,4-ジオキサン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表8
26	ホウ素及びその化合物	日本産業規格 K0102 47.4
27	フッ素及びその化合物	日本産業規格 K0102 34.1
28	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	日本産業規格 K0102 42及び43
29	ダイオキシン類	平成11年12月総理府令第67号ダイオキシン類対策特別措置法施行規則
30	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表4
31	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表4
32	フェノール類含有量	日本産業規格 K0102 28.1
33	銅含有量	日本産業規格 K0102 52.4
34	亜鉛含有量	日本産業規格 K0102 53
35	溶解性鉄含有量	日本産業規格 K0102 57.4
36	溶解性マンガン含有量	日本産業規格 K0102 56.4
37	クロム含有量	日本産業規格 K0102 65.1
38	大腸菌群数	下昭和三十七年厚生省・建設省令第一号 別表第1

表 2-3 基準値一覧

項目	単位	基準 1	基準 2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
総水銀	mg/L	0.0005mg/L以下	0.005mg/L以下
カドミウム	mg/L	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下
鉛	mg/L	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
有機燐化合物	mg/L	-	1mg/L以下
六価クロム	mg/L	0.05mg/L以下	0.5mg/L以下
ヒ素	mg/L	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
全シアン	mg/L	検出されないこと	1mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	mg/L	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下
四塩化炭素	mg/L	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004mg/L以下	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1mg/L以下	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04mg/L以下	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1mg/L以下	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
チウラム	mg/L	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下
シマジン	mg/L	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	mg/L	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下
ベンゼン	mg/L	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
セレン	mg/L	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05mg/L以下	0.5mg/L以下
クロロエチレン	mg/L	0.002mg/L以下	-
ホウ素及びその化合物	mg/L	-	50mg/L以下
フッ素及びその化合物	mg/L	-	15mg/L以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	200mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	mg/L	-	5mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物)	mg/L	-	30mg/L以下
フェノール類含有量	mg/L	-	5mg/L以下
銅含有量	mg/L	-	3mg/L以下
亜鉛含有量	mg/L	-	2mg/L以下
溶解性鉄含有量	mg/L	-	10mg/L以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	-	10mg/L以下
クロム含有量	mg/L	-	2mg/L以下
大腸菌群数	個/ml	-	3000個以下
ダイオキシン類 3	pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L以下	

1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に依る技術上の基準を定める省令 別表第二 (昭和52年総理府・厚生省令第1号)  
 2 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に依る技術上の基準を定める省令 別表第一 (昭和52年総理府・厚生省令第1号)  
 3 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 別表第二 (平成11年総理府令第67号)

## (2)石綿調査

### a) 試料採取方法

敷地境界線付近で、風下側 2 箇所で行った。フィルターホルダーは廃棄物処分場等の方向に向け、ホルダーに捕集用ろ紙を装着し、原則として 10L/min の流量で 4 時間通気し、ろ紙上に試料を捕集した。試料の捕集後、ろ紙をホルダーから外し、直ちに収納容器に収納した。この一連の作業を 3 日連続行った。



### b) 測定方法

フィルターを処理して標本を作製し、位相差顕微鏡法で総繊維を計測した。やや高い値（目安としては 1f/L 超とする）が計測されたサンプルについては、分析走査電子顕微鏡等によりアスベストを同定して計数する。

### c) 結果とりまとめ及び報告書作成

大気汚染防止法で定められた「工場や事業場で製造や加工する際に特定粉じん（石綿）を発生する次のいずれかの施設（一定規模以上）を設置又は使用しようとする工場又は事業場」における敷地境界基準（大気中の石綿の濃度が 1 リットルにつき 10 本以下）と比較し、報告書を作成した。

### 3 調査結果

#### 3.1 周縁地下水等水質調査

##### (1) 調査日時

採水は令和3年8月12日に実施した。

##### (2) 調査地点

調査地点図を図3-1に示す。



図3-1 周縁地下水調査地点



### (3)調査結果及び基準値の比較

調査結果を表3-1に示す。「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」で定められた基準値との比較を行った。その結果、全ての項目で基準を満たしていた。

表 3-1 周縁地下水結果一覧

	地下水等検査項目	単位	モニタリング井戸 上流	モニタリング井戸 下流	地下水 集水ピット	基準
1	アルキル水銀	mg/L	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	検出されないこと
2	総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005mg/L以下
3	カドミウム	mg/L	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.003mg/L以下
4	鉛	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下
5	六価クロム	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下
6	ヒ素	mg/L	0.001未満	0.001	0.001未満	0.01mg/L以下
7	全シアン	mg/L	不検出 (0.1未満)	不検出 (0.1未満)	不検出 (0.1未満)	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	検出されないこと
9	トリクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.01mg/L以下
10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.01mg/L以下
11	ジクロロメタン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.02mg/L以下
12	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下
13	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.004mg/L以下
14	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.1mg/L以下
15	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.04mg/L以下
16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	1mg/L以下
17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.006mg/L以下
18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.002mg/L以下
19	チウラム	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.006mg/L以下
20	シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下
21	チオベンカルブ	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.02mg/L以下
22	ベンゼン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.01mg/L以下
23	セレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下
24	1,4-ジオキサン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.05mg/L以下
25	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下
26	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.00085	0.00031	0	10pg-TEQ/L以下

### 3.2 放流水(処理水)水質調査

#### (1)調査日時

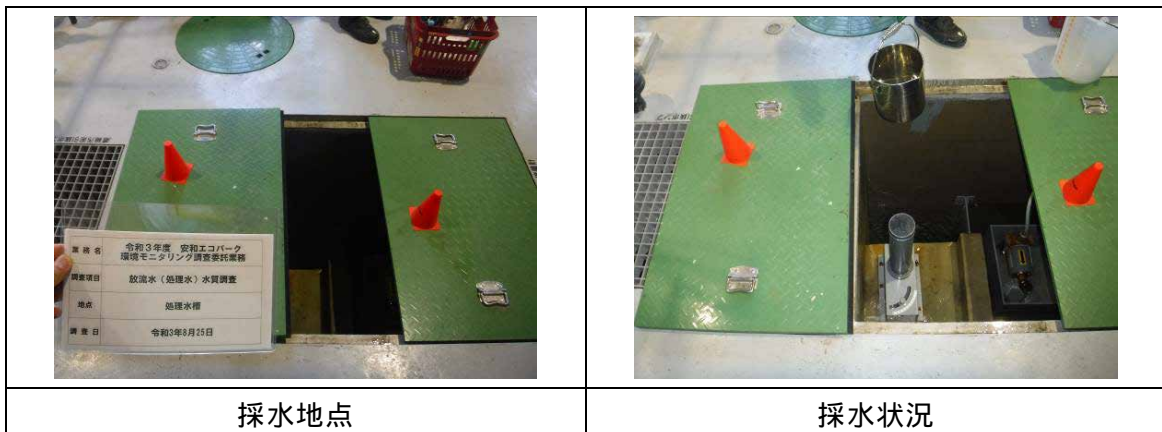
採水は夏季調査を令和3年8月25日に冬季調査を令和3年12月9日に実施した。

#### (2)調査地点

調査地点図を図3-2に示す。



図3-2 放流水(処理水)水質調査地点



### (3) 調査結果及び基準値との比較

調査結果を表 3-2 に示す。「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」で定められた基準値との比較を行った。その結果、全ての項目で基準を満たしていた。

表 3-2 放流水(処理水)結果一覧

	放流水(処理水)検査項目	単位	放流水(処理水) 夏季	放流水(処理水) 冬季	基準
1	アルキル水銀	mg/L	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	検出されないこと
2	総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.005mg/L以下
3	カドミウム	mg/L	0.0001未満	0.0001未満	0.03mg/L以下
4	鉛	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.1mg/L以下
5	有機燐化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下
6	六価クロム	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.5mg/L以下
7	ヒ素	mg/L	0.002	0.001	0.1mg/L以下
8	全シアン	mg/L	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.003mg/L以下
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.1mg/L以下
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.1mg/L以下
12	ジクロロメタン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.2mg/L以下
13	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.02mg/L以下
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.04mg/L以下
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	1mg/L以下
16	1,2-ジクロロエチレン(シス体のみ)	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.4mg/L以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	3mg/L以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.06mg/L以下
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.02mg/L以下
20	チウラム	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.06mg/L以下
21	シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.03mg/L以下
22	チオベンカルブ	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.2mg/L以下
23	ベンゼン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.1mg/L以下
24	セレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.1mg/L以下
25	1,4-ジオキサン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.5mg/L以下
26	ホウ素及びその化合物	mg/L	3.21	1.37	50mg/L以下
27	フッ素及びその化合物	mg/L	0.21	0.24	15mg/L以下
28	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	25.0	15.4	200mg/L以下
29	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0	0.00008	10pg-TEQ/L以下
30	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	mg/L	0.5未満	0.5未満	5mg/L以下
31	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	mg/L	0.5未満	0.5未満	30mg/L以下
32	フェノール類含有量	mg/L	0.5未満	0.5未満	5mg/L以下
33	銅含有量	mg/L	0.01未満	0.01未満	3mg/L以下
34	亜鉛含有量	mg/L	0.06	0.01未満	2mg/L以下
35	溶解性鉄含有量	mg/L	0.58	0.02	10mg/L以下
36	溶解性マンガン含有量	mg/L	0.01未満	0.01未満	10mg/L以下
37	クロム含有量	mg/L	0.005未満	0.005未満	2mg/L以下
38	大腸菌群数	個/ml	23	不検出	3000個以下

### 3.3 浸出水(原水)水質調査

#### (1)調査日時

採水は令和3年8月25日に実施した。

#### (2)調査地点

調査地点図を図3-3に示す。

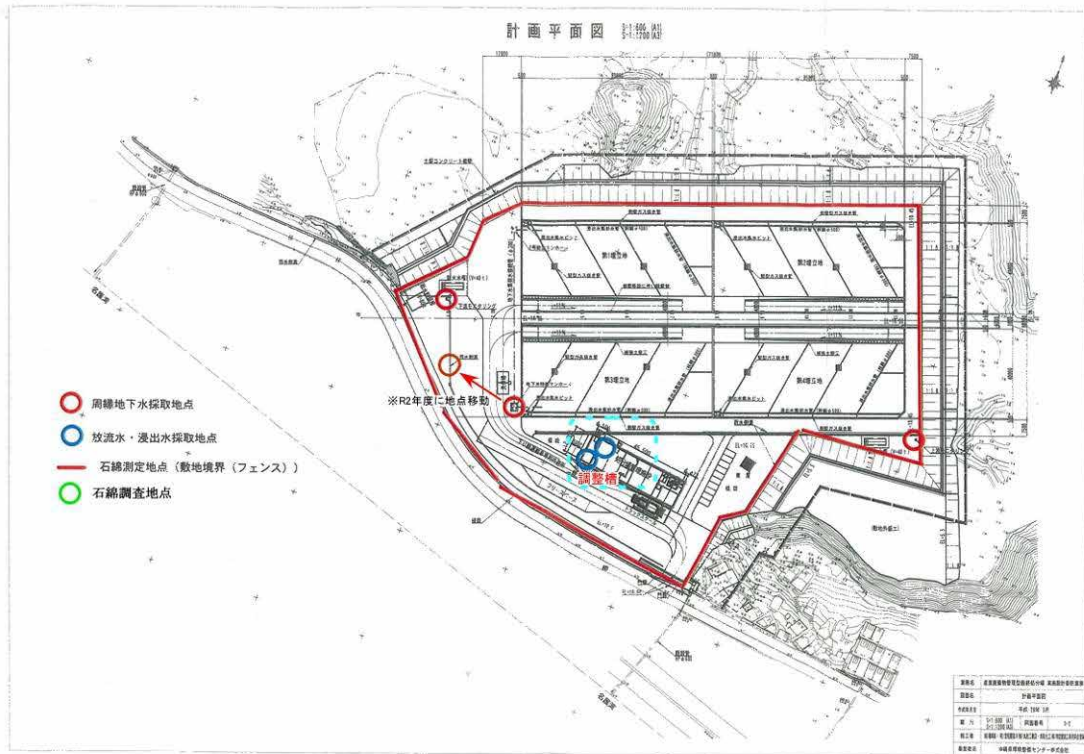


図 3-3 浸出水(原水)水質調査地点





(3)調査結果及び基準値との比較

調査結果を表3-3に示す。「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」で定められた基準値との比較を行った。その結果、全ての項目で基準を満たしていた。

表3-3 浸出水(原水)結果一覧

	放流水(処理水)検査項目	単位	浸出水(原水)	基準
1	アルキル水銀	mg/L	不検出 (0.0005未満)	検出されないこと
2	総水銀	mg/L	0.0005未満	0.005mg/L以下
3	カドミウム	mg/L	0.0001未満	0.03mg/L以下
4	鉛	mg/L	0.001未満	0.1mg/L以下
5	有機燐化合物	mg/L	0.1未満	1mg/L以下
6	六価クロム	mg/L	0.005未満	0.5mg/L以下
7	ヒ素	mg/L	0.010	0.1mg/L以下
8	全シアン	mg/L	0.1未満	1mg/L以下
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005未満	0.003mg/L以下
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.1mg/L以下
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.1mg/L以下
12	ジクロロメタン	mg/L	0.0002未満	0.2mg/L以下
13	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.02mg/L以下
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0002未満	0.04mg/L以下
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	1mg/L以下
16	1,2-ジクロロエチレン(シス体のみ)	mg/L	0.0002未満	0.4mg/L以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0002未満	3mg/L以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0002未満	0.06mg/L以下
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0004未満	0.02mg/L以下
20	チウラム	mg/L	0.0002未満	0.06mg/L以下
21	シマジン	mg/L	0.0003未満	0.03mg/L以下
22	チオベンカルブ	mg/L	0.0003未満	0.2mg/L以下
23	ベンゼン	mg/L	0.0002未満	0.1mg/L以下
24	セレン	mg/L	0.001	0.1mg/L以下
25	1,4-ジオキサン	mg/L	0.0002未満	0.5mg/L以下
26	ホウ素及びその化合物	mg/L	3.34	50mg/L以下
27	フッ素及びその化合物	mg/L	0.54	15mg/L以下
28	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	36.3	200mg/L以下
29	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0	10pg-TEQ/L以下
30	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	mg/L	0.5未満	5mg/L以下
31	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	mg/L	0.5未満	30mg/L以下
32	フェノール類含有量	mg/L	0.5未満	5mg/L以下
33	銅含有量	mg/L	0.01	3mg/L以下
34	亜鉛含有量	mg/L	0.49	2mg/L以下
35	溶解性鉄含有量	mg/L	0.37	10mg/L以下
36	溶解性マンガン含有量	mg/L	0.03	10mg/L以下
37	クロム含有量	mg/L	0.006	2mg/L以下
38	大腸菌群数	個/ml	330	3000個以下

### 3.4 石綿濃度

#### (1) 調査日時

調査は令和3年8月11～13日の3日間実施した。

#### (2) 調査地点

調査地点図を図3-4に示す。調査日の3日間は弱い南風だった為、施設の風下側の敷地境界線付近に調査地点 St.1、St.2 の2地点を設定した。

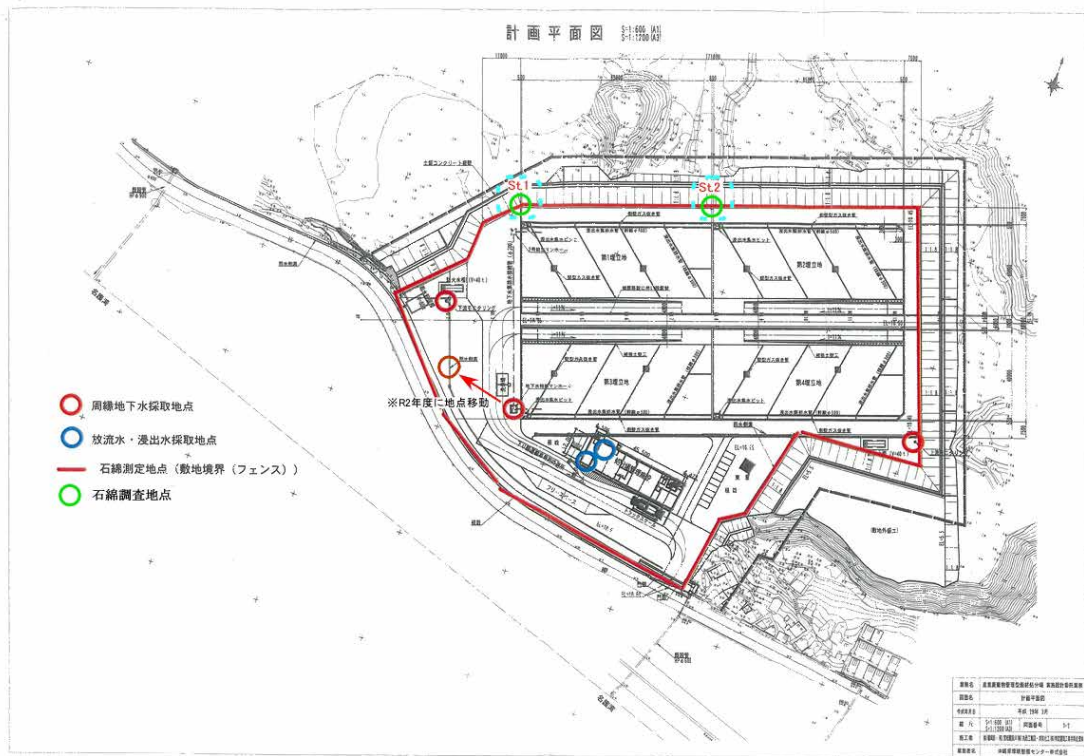
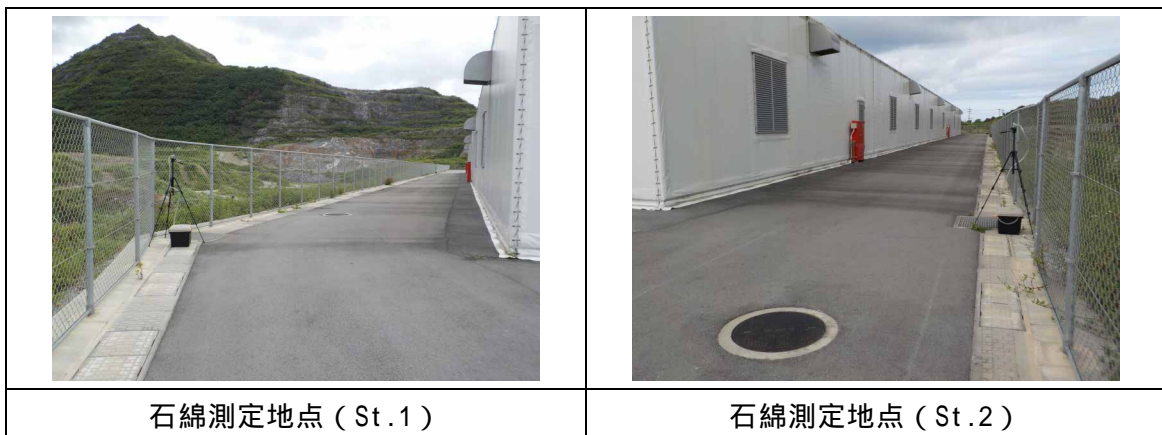


図 3-4 石綿調査地点



### (3)調査結果及び基準値との比較

調査結果を表 3-4 に示す。St.1、St.2 の両地点において、大気中の石綿濃度は定量下限値の 0.056 未満であった。

大気汚染防止法で定められた「工場や事業場で製造や加工する際に特定粉じん(石綿)を発生する次のいずれかの施設(一定規模以上)を設置又は使用するとする工場又は事業場」における敷地境界基準と比較した結果、基準を満たしていた。

表 3-4 石綿調査結果

	St.1	St.2	敷地境界基準
単位(f/L)	0.056未満	0.056未満	10未満

## 4 まとめ

周縁地下水等水質調査、放流水(処理水)水質調査、浸出水(原水)水質調査、石綿調査の各項目で、それぞれで準用した基準を満たしていることから、当該施設が周辺環境に与えている影響はほとんどないと考えられる。